

平成29年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成29年3月7日 午前10時05分開会

1. 出席議員（14名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
5番	三 村 孝 信 君	12番	杉 山 清 君
6番	河原井 大 介 君	13番	小松崎 三 夫 君
7番	関 誠一郎 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員（1名）

15番 根 本 正 典 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副 町	長	小野瀬	篤 郎
教 育	長	小 林	孝 志
まちづくり戦略課	長	鯉 渕	弘 之
総 務 課	長	大 貫	忠 男
町 民 課	長	柳 橋	司 朗
財 務 課	長	大曾根	直 美
税 務 課	長	阿久津	忠 昭
健 康 保 険 課	長	高 堀	義 美
長寿応援課	長 兼	山 口	利 春
福祉こども課	長		
農業政策課	長 兼	皆 川	尊 志
農業委員会事務局	長		
都 市 建 設 課	長	桧 山	正 春
下 水 道 課	長	山 崎	秀 樹
会計管理者（会計課長）		鈴 木	貴 司
水 道 課	長	河原井	明

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成29年3月7日（火曜日）

午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 城里町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 城里町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第14 議案第13号 平成28年度城里町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第15 議案第14号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第15号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- について
- 日程第17 議案第16号 平成28年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第17号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第18号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第19号 平成28年度城里町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第20号 平成29年度城里町一般会計予算について
- 日程第22 議案第21号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第28 選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第29 選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第30 請願第1号 町道18号線改良工事に関する請願
- 日程第31 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号

議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
選挙第1号
選挙第2号
請願第1号
一般質問

午前10時05分開会

町民憲章唱和

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小林祥宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

表彰状の伝達

○議長（小林祥宏君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。このたび、茨城県町村議会議長会より多年にわたり地方自治発展に寄与されました功績により、15番、根本正典君、14番、鯉淵秀雄君にそれぞれ表彰状が贈られます。

伝達は、根本正典君、鯉淵秀雄君の順に行います。

それでは、根本正典君から壇上にご登壇願います。

根本正典君不在でございますので、事務局長にお願いいたします。

[表彰状伝達]

○議長（小林祥宏君） 続きまして、鯉渕秀雄君、ご登壇願います。

[表彰状伝達]

○議長（小林祥宏君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君） それでは、平成29年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、平成28年度補正予算、平成29年度当初予算案などをご審議いただく会議であります。

よろしく願いをいたします。

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。遅刻議員、15番根本正典君。

開会の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり、議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小林祥宏君） 日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

平成28年12月、平成29年1月、2月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小林祥宏君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第123条の規定により

15番 根本正典君

16番 小塚孝君

1番 藤咲芙美子君

の以上3君をご指名申し上げます。

会期の決定

○議長（小林祥宏君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、小塚議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長小塚 孝君。

〔議会運営委員長小塚 孝君登壇〕

○議会運営委員長（小塚 孝君） 去る2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます議案30件、選挙2件、請願1件、報告23件、合わせて56件の審議件数並びに一般質問等を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から3月15日までの9日間とすることに決定をいたしました。

次に、一般質問の日程ですが、1日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここに提案申し上げます。

議長において、お諮りをお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいま小塚議会運営委員長より今期定例会の会期は本日から3月15日までの9日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月15日までの9日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

なお、代表監査委員の加藤木昭博君は欠席であります。

傍聴人7名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　平成29年第1回議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日第1回議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国内においては、少子高齢化の進行の中、年々地域間競争が厳しさを増しております。そのような中、平成29年度当初予算については、限られた財源の有効利用を念頭に事業の厳選化を図り編成させていただきました。

さらに、本定例会には条例の改正、平成28年度補正予算や任期満了等に伴う各種人事案件などにつきましてご提案を申し上げます。

慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

平成29年度施政方針

○議長（小林祥宏君）　これより平成29年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　本日、ここに平成29年城里町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ありがとうございます。

今定例会は、平成29年度の当初予算をはじめ重要議案の審議をお願いするに当たり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成28年は、城里町にとって明るいニュースの多い年でした。少年野球、消防操法大会、ねりんピックなど各分野において、これまでなし得なかった地区大会や県大会の優勝が相次ぎました。これは、合併後10年以上が経過し、3町村の一体化が進み、この地域に眠

っていた本来の力が発揮され始めたものと考えられます。

人口減少が全国的な課題となっております。本町においても深刻な問題ですが、明るい兆しもあります。平成28年の8月から12月の5カ月間においては、本町への転入者が175人、転出者が165人となり、転入数が転出数を10人上回りました。一時的であれ、人口の流出がとまったことは喜ばしいことです。一方、毎月30人程度が死亡するのに対して、出生数は毎月6人から7人程度であり、人口減少の最大の理由が「子供が生まれないこと」にあるのは明らかです。本町の最大の課題は、子育て世帯に選ばれる町になることであり、そのために城里町のまちづくり戦略として「働く場所をつくる」「住みやすい環境をつくる」「住む場所をつくる」「住み続けたいと思う心をつくる」という4つの政策の柱を持って、引き続き行政を展開してまいります。

まず、第1の柱「働く場所をつくる」、すなわち雇用創出、経済活性化、産業の育成政策について説明をいたします。

今年度は、旧七会中学校の跡地を整備し、七会支所、公民館、やまびこの郷、さらに水戸ホーリーホックのクラブハウスを備えた複合施設を整備いたします。これにより、当町職員と水戸ホーリーホックを合わせて70名以上が働く大きな経済活動の拠点が生まれます。本施設では、サポーターの見学やイベントの開催などによる交流人口の増大や地域イメージの向上、特産品の販売、プロスポーツ選手との交流による地域活性化により、若年人口定着の起爆剤としてまいります。

城里町の直売所の整備にも力を入れてまいります。道の駅かつらでは、トイレの建てかえを行い、お客様の満足度を高めます。物産センター山桜においては、駐車場の拡張を行い、駐車場不足を解消させます。直売所の売り上げの増加により、さらなる雇用の創出を図ってまいります。

農業政策は、水田農業と畜産における設備投資を行ってまいります。水田では、増井地区において50ヘクタールを超える土地改良事業の実施を目指して調査に着手します。他地域のモデルとなるような大区画の水田を構築することを目指します。

畜産においては、養豚農家を中心として畜産と農業と商業が連携した「畜産クラスター事業」を推進します。これは、畜産物の排せつ物を堆肥化して農家に提供し、生産された肉や農産物を地域の特産物として地元で消費販売し、地域でお金を回していく事業であります。平成29年度は国の補助を受け、桂地区においてはたい肥化施設を増設し、七会地区では新たな畜舎等の建設を行うものです。

次に、第2の柱「住みよい環境をつくる」政策について説明をいたします。

まずは、子育て支援の拡充です。保育料金、幼稚園の料金について、平成29年度からは5歳児に加えて4歳児の無料化を行います。国においても、憲法改正の重要なテーマとして教育の無償化が真剣に論じられ始めています。城里町においては、幼児教育から高校卒業までにかかる費用の無償化を目指して、毎年制度を拡充させてまいり所存です。

快適な道路や活力と潤いのある街並みづくりを目指して、都市計画道路の整備と都市計画の見直しに着手します。123号バイパスの部分開通により、車の流れが変わりつつあります。また、大規模施設の建設や計画が相次いでいることから、用途地域の見直しと新たな道路整備計画が必要です。沿線開発が進んでから道路をつくるのではなく、開発を先回りして道路整備を行う先見性が求められています。都市計画決定済みの必要な道路については、現況に合わせて速やかに事業に着手していくとともに、開発の動向を予測しつつ、地域住民との座談会なども行い、適切かつ迅速に新たな都市計画道路の決定や用途地域の見直しを行ってまいります。また、町の中心部に潤いと防災機能を備えた公園の整備に向けて調査を開始してまいります。

公共交通の整備も重要です。平成29年度は、石塚と水戸済生会、赤塚駅を結ぶ開江線の運行を1日4往復で開始いたします。これにより、高校通学や高齢者の通院の足を確保します。試験運行の1カ月で1,000人以上の利用がありましたので、本運行ではそれ以上の利用を見込んでいます。

安心して清潔な生活に環境センター、衛生センターは欠かせません。平成33年までに完成させることを目標として、環境センターの更新事業及び衛生センターの延命化事業に着手します。平成29年度は環境アセスメントと設計作業を行います。本事業は40億円から50億円の事業費が見込まれていますが、震災復興特別交付金など国の財政支援を活用することにより、約9割の補助を受けることができます。震災復興特別交付金を受けることができるのが平成32年度までになっているため、厳しいスケジュールではありますが間に合うように事業を進捗させてまいります。

次に、第3の柱「住む場所をつくる」政策について説明をいたします。

城里町内で新たに家を建てる場合、町独自の補助だけで最高75万円を補助します。宅地の購入に対して25万円を補助し、町内事業者により住宅を新築した場合にさらに50万円を補助します。これにより、町内への定住の促進と建築関連産業の振興を図ります。

公営住宅の改善も行います。常北、桂地区の公営住宅の空き家をリフォームし、浴室設備と給湯器を備えつけます。七会地区の公営住宅では、これらが設置されていたので、城里町内の公営住宅の空き部屋の標準的な設備が統一されます。

また、民間アパート入居者向けの補助としては、福祉職、看護師、介護士、保育士、幼稚園教諭への家賃補助を事業者と共同で行うことや、新婚世帯が民間アパートで生活を始める際の引っ越し費用の補助を継続して行っていきます。

最後に、第4の柱「住み続けたいと思う心をつくる」政策について説明します。

平成28年度に作成しました「城里学ぶっく」を小中学生に配布し、総合的な学習の時間等での活用を開始します。子供たちは城里町の歴史や文化を学び、郷土愛を育み、城里町の将来を担う人材へと成長させてまいります。また、大人向けにも配布等を進め、多くの

人に読んでいただく機会をつくってまいります。

これまでに4つの政策の柱について説明をさせていただきましたが、これら以外の政策も重要であることに変わりはありません。上・下水道の整備、情報通信網の整備、消防・救急体制の強化と防災の推進、防犯・交通安全対策の推進、地域・高齢者・障害者福祉の充実、保健・医療の充実、商工業・観光の振興、消費者保護の推進、教育環境の整備、生涯学習の推進、郷土文化の継承と文化財の保護、自然環境の保護、住民主体のまちづくり、人権尊重と男女共同参画、広域行政の推進など、これまでの政策を継続するとともに、常にPDCAサイクルによる政策の改善を行ってまいります。

以上、平成29年度における主な政策の概要についてご説明を申し上げます。

平成29年度予算編成については、創意と工夫により財源の確保に努め、昨年行った町政懇談会や各種団体との対話集会で町民の皆様からお伺いいたしましたご意見等についても配慮いたしました。

全体的には、健全な財政運営を堅持するため、経費の無駄を省くとともに、選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分いたしました。

平成29年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、92億2,700万円で前年度当初比4.9%の減となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中心的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入率が高いという構造的な要因により厳しい財政状況が続いております。

このような中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に医科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、へき地及び医療が不足している地域の医療機関として保健医療を担っております。福祉機関と緊密な協力・調整を行い、医療・保健・介護予防等地域医療の連携を推進し、経営の改善・健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて策定した第6期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策事業を高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

平成29年度の予算編成については、第6期計画期間中の保険料基準額が第5期よりも大幅に増加することから、保険料への軽減を図るため、計画期間中、毎年一般会計から6,500万円を、介護保険準備基金へ積立て保険料の軽減を図ってまいります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

町が直営しています地域包括支援センター業務の中で、介護予防プランを作成し、居宅介護支援サービス事業に取り組んでまいります。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の節減に努めながら未整備地区の污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、5地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。

水道事業会計について申し上げます。

安全で安心な水の安定供給を図るため、引き続き老朽化した水道施設等の更新事業を実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

終わりに、予算編成に当たりましては、総合的にバランスのとれた施策を持続しながら町政の諸課題に対応するため、既存の事務事業については徹底した見直しを行い、真に必要とされる事業に重点を置き、編成いたしました。しかし、本町を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあり、歳入の伸びを期待することが困難な状況の中、特別会計への繰出金や医療・福祉・介護関係経費が年々増大し、これまで以上に財政を圧迫しております。

また、学校施設等の耐震化等の防災・減災対策も必要であり、さらに、公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、その更新や維持の対策が先送りできない課題となっております。

結びとなりますが、以上のような状況を勘案し、施策の選択と集中、効率的、効果的な予算編成を基本とし、今後とも町民との対話、町民との協働を図りながら、まちの将来像である「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご協力をお願い申

上げます。

-
- 議案第 2 号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 城里町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 城里町給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 13 号 平成 28 年度城里町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 議案第 14 号 平成 28 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 15 号 平成 28 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 16 号 平成 28 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 17 号 平成 28 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 18 号 平成 28 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 19 号 平成 28 年度城里町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 20 号 平成 29 年度城里町一般会計予算について
- 議案第 21 号 平成 29 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 平成 29 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 23 号 平成 29 年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第 24 号 平成 29 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 29 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 29 年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小林祥宏君） これより、日程第 3、議案第 2 号 城里町情報公開条例の一部を

改正する条例についてから議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算についての25議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成29年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第2号 城里町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。開示請求者を限定している現行の条例を改め、開示請求権を何人にも認めるようにするため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、休暇の種類に介護時間を追加し、既存の介護休暇は分割して取得できるようになることと、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことです。

次に、議案第4号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたこと、非常勤職員における育児休業の取得要件を緩和するものです。

次に、議案第5号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。労働安全衛生法第13条により、町産業医を選任し、専門家として職員の健康管理に当たらせるため、産業医の報酬を、また、町立小・中学校における不登校児童生徒を、社会福祉的な側面から支援することのできるスクールソーシャルワーカー配置事業に係る報酬をそれぞれ規定するものです。

さらに、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員が設置されることに伴い、これらの委員の積極的な活動を支援するため、活動成果に応じ能率給として基本給に加算し報酬を支給できるよう、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第6号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況に鑑み、引き続き特別職の給料を町長5%、副町長及び教育長3%をそれぞれ減額改正するものです。

次に、議案第7号 城里町税条例等の一部を改正する条例についてであります。国において地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、軽自動車の種別割及び環境性能割の導入時期が変更となったことに伴い、施行期日を改正し、さらに軽自動車税として農耕作業用のものの税率を一律2,400円とするものです。

次に、議案第8号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてありますが、町単独事業で4歳児無料化を新たに実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてありますが、公営住宅法の一部改正により裁量階層の入居収入基準の上限引き上げと対象範囲が拡大されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第10号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、水道事業に管理者を置かないものとしていることから、水道事業の管理者の職務を行う者を町長に改正するものです。

次に、議案第11号 城里町給水条例の一部を改正する条例についてありますが、水道事業に管理者を置かないものとしていることから、水道事業の管理者を行う者を町長に定め、条例名を城里町水道事業給水条例に改正するものです。

次に、議案第12号 公の施設の広域利用に関する協議についてありますが、県央地域首長懇話会の広域連携事業により、広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号 平成28年度城里町一般会計補正予算（第8号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,898万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,379万円とするものです。

歳入では、町税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、県支出金、諸収入及び町債を追加し、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費、農林水産業費及び消防費を追加し、議会費、民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費及び公債費を減額するものです。

次に、議案第14号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、まず事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,742万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,981万7,000円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、

共同事業拠出金及び保険事業費を減額するものです。

次に、施設勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,692万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,385万6,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、診療収入を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

次に、議案第15号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,827万3,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者保険料、諸収入及び繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加するものです。

次に、議案第16号 平成28年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,386万8,000円を追加し、予算の総額の歳入歳出を20億1,113万9,000円とするものです。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加し、財産収入を減額するものです。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を減額するものです。

介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ588万9,000円とするものです。

歳入では、サービス収入及び繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額するものです。

次に、議案第17号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,563万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,605万2,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに諸収入を追加し、国庫支出金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費、公債費を減額するものです。

次に、議案第18号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,498万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,688万6,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料並びに諸収入を追加し、分担金及び負担金並びに繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第19号 平成28年度城里町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。まず、収益的収入並びに支出においては、既決予定額からそれぞれ2,203万2,000

円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億2,907万7,000円とするものです。

収入では、営業収益及び営業外収益を減額するものです。

支出では、特別損失を追加し、営業費用及び営業外費用を減額するものです。

次に、資本的支出においては、既決予定額から建設改良費2,296万5,000円を減額し、支出予定額を5億2,701万6,000円とするものです。

次に、議案第20号 平成29年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億2,700万円で、前年度当初比4.9%の減であります。厳しい財政状況の中での予算編成ではあります。予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第21号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭の施政方針で説明したとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,041万9,000円で、前年度当初比0.04%の減であります。

次に、施設勘定の予算は、歳入歳出それぞれ2億2,958万9,000円で、前年度当初比53.1%の減であります。

予算執行に当たりましては、国民健康保険勘定の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

次に、議案第22号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,419万2,000円で、前年度当初比4.0%の増であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第23号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,213万円で、前年度当初比2.8%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ437万1,000円で、前年度当初比0.5%の減であります。

予算の執行に当たりましては、介護を要する状態になっても、住みなれた地域や家庭で安心して生活が送れるように、必要な介護サービスを総合的、一体的に提供します。また、適切な介護予防給付サービス計画を作成し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であり

ます。

次に、議案第24号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,917万6,000円で、前年度当初比4.0%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第25号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,551万円で、前年度当初比4.4%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

収益的収入及び支出は7億5,120万円で、前年度当初比0.9%の増であります。

また、資本的収入の予定額は、1,480万5,000円で支出の予定額は2億8,762万1,000円
あります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は10億3,882万1,000円で、前年度
当初比24.5%の減であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上
と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、議案25件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決
を賜りますようお願いいたします。

議案第20号～議案第26号 質 疑

○議長（小林祥宏君） 続きまして、平成29年度予算につきましては、予算特別委員会を
設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第20号 平成29年度城里町一般会計予
算から議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

最初に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号 平成29年度城里町一般会計予算についてから議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小林祥宏君） 続いて、議案第20号から議案第26号の7件についてお諮りをいたします。

議案第20号 平成29年度城里町一般会計予算についてから議案第26号 平成29年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第26号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いいたします。

午前10時56分休憩

午前11時07分再開

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番藤咲芙美子君、2番片岡藏之君、3番菌部 一君、5番三村孝信君、6番河原井大介君、7番関 誠一郎君、8番阿久津則男君、9番桐原健一君、11番南條 治君、12番杉山 清君、13番小松崎三夫君、14番鯉渕秀雄君、15番根本正典君、16番小坪 孝君の以上14名の諸君を予算特別委員会の委員にご指名を申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の諸君を予算特別委員会委員にすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を願います。

午前11時08分休憩

午前11時08分再開

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小林祥宏君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に7番関 誠一郎君、副委員長に16番小坪 孝君が選任されましたので、ご報告いたします。

選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第28、選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する城里町選挙管理委員会委員4名及び欠員が生じた場合に対応する補充員4名の全員について、本年3月24日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法について、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

城里町選挙管理委員会委員に、園部孝元君、加藤木 賢君、田上 勤君、羽根石久男君の4名を、同補充員に、町井一男君、和田寿美雄君、金長典子君、卜部 壽君の4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに決定をいたしました。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君）

平成29年3月7日

次の者当選

住所 城里町大字上入野2356番地、氏名、園部孝元、生年月日、昭和10年10月15日生まれ。

住所 城里町大字孫根699番地の2、氏名、加藤木 賢、生年月日、昭和28年1月29日生まれ。

住所 城里町大字石塚2264番地の1、氏名、田上 勤、生年月日、昭和25年7月31日生まれ。

住所 城里町大字塩子1929番地、氏名、羽根石久男、生年月日、昭和28年4月18日生まれ。

次に、補充員でございます。

住所 城里町大字上古内605番地、氏名、町井一男、生年月日、昭和22年11月25日生まれ。

住所 城里町大字阿波山939番地の2、氏名、和田寿美雄、生年月日、昭和23年9月15日生まれ。

住所 城里町大字石塚584番地の1、氏名、金長典子、生年月日、昭和30年8月4日生まれ。

住所 城里町大字小勝2115番地の1、氏名、卜部 壽、生年月日、昭和21年2月5日生まれ。

以上でございます。

選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第29、選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

現在、在任する茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、本年3月19日をもって任期満了となるため、議会において選挙するものです。

お諮りをいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法について、議長においては指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番杉山 清君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました12番杉山 清君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12番杉山 清君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会事務局長に当選の確定事項を告知

させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君）

平成29年3月7日

次の者当選

住所 城里町大字粟412番地、氏名、杉山 清、生年月日、昭和25年2月28日生まれ。

以上でございます。

請願第1号 町道18号線改良工事に関する請願

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第30、請願第1号 町道18号線改良工事に関する請願について、小坪議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長小坪 孝君。

〔議会運営委員長小坪 孝君登壇〕

○議会運営委員長（小坪 孝君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願の取扱いについて意見を述べさせていただきます。

取扱いについては、慎重に審議するべきと考えます。よって、請願第1号 町道18号線改良工事に関する請願につきましては、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いいたしたいと存じます。

議長においてお諮りをお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

ただいまの小坪議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号については、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

一般質問

○議長（小林祥宏君） これより日程第31、一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、答弁者につきましては、最後の答弁まで演壇で行うようお願いいたします。
それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。
藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 1番藤咲芙美子です。

通告に従いまして、3点質問をいたします。

まず初めに、ごみ処理計画についてお伺いいたします。

現在、当町のごみ処理は環境センターで処理を行っていますが、焼却炉は築32年経過しているようで、老朽化のため、町は新しく建てかえる方向で検討していると聞いております。そして、2月19日から住民に建てかえに至った経緯などを説明しております。

建てかえ予定の焼却炉については、現在の焼却炉より規模を縮小したものにするということですが、炉の建設となれば幾ら安価でも建設費の借金返済、建設用地買収、維持管理費など、長期間にわたり財政を圧迫することになります。出されたごみをただ燃やすだけでは炉の傷みを早め、人件費もかかり、燃料をより消費するなど、長い目で見れば町の財政に負担をかけるのは明らかであり、そこからの脱却を図ることは今の城里町にとって急務だと思います。

ごみ処理の問題は、その町の根幹をなすもので、焼却炉の建てかえに伴うごみの分別減量化は城里町の行政と町民が一体となって、新しいまちづくりに向けた第一歩となるものです。町民と行政が協力し合ってごみの減量化に取り組み、燃やすごみを極力減らす、炉の焼却寿命を延ばす、ひいては、城里町が循環型社会に踏み出す最良の機会だと思います。

2000年、循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物の3R原則、つまり、ごみ減量・再利用・再資源化の方向を決めました。その結果、ごみ減量やリサイクル率が向上し、燃やすごみが減りました。

しかし、国は2008年以降、ごみ焼却による発電施設建設を打ち出し、交付税による誘導策まで打ち出してきたのです。ごみ焼却による発電になれば、当然高い熱量の出るごみの焼却が優先されることとなります。廃プラスチック類、紙類、繊維類、ゴム、皮革類です。しかし、これらは真っ先に分別して再資源化されるべきもので、燃やすものではありません。このように、ごみ発電は、3R原則への逆行であり、許されるものではありません。

平成28年3月の町の一般廃棄物処理基本計画によりますと、ここにごみ発電は記載されていませんが、当町の計画にごみ発電はないと認識してよいのでしょうか。確認をいたします。

全国の自治体の中には、ごみの減量化、特に焼却ごみを大幅に削減することで焼却炉の廃止や新增設の中止などを実現し、環境への悪影響を取り除き、財政負担を大幅に削減させるなど、成果を上げているところが生まれています。ごみ問題への対応を自治体と住民が協力して、知恵を出しながら、町ぐるみでごみ問題に対処し、成功させているところも

あります。町ぐるみで取り組んだ成功例として、例えば山形県の長井市、鹿児島県の志布志市、大崎町、名古屋市、横浜市などがあります。

長井市では、一般家庭から出される生ごみの資源化に取り組み、農業発展と結びつけ、住民のごみ分別の協力で良質の堆肥づくりに成功し、優良の農産物の生産に貢献しているとのことでした。こういった農業の発展という施策の成功は、住民のさらなる分別への意欲を促進しているとのことでした。

横浜市では、ごみの分別・減量化によって、10年間の計画だったものを5年間で30%の減量化に成功し、2つの焼却炉を廃止しました。これで6億円が削減されたということです。

志布志市のごみ対策は、もともと財政的な事情で焼却炉をなくすことから始まっており、この考えは当町のような財政難の町にも生かせるものだと思います。ごみは資源と位置づけ、市民に徹底分別への協力を呼びかけ、市職員の粘り強い働きかけと市民の協力のもとで、最終的にはごみの埋め立て量が約8割も減量され、周辺地域は清潔になったということです。焼却施設も持たないので建設費の負債もなく、膨大なランニングコストもないので、財政健全化に役立ち、まちづくり、福祉、教育などの予算に貢献しているといえます。

城里町が新たに分別に力を入れることで、元気な高齢者に協力をいただいたり、NPOなどが創設されれば、ごみの減量化と財政負担の軽減化につながり、新たな雇用の拡大も期待されるのではないのでしょうか。ごみ問題解決に自治体と住民との信頼関係、協力関係は不可欠です。

参考のために申し添えますが、自治体がこれらの施策を進めるとき、前もって100%の確信をもって臨んだわけではありません。職員の方は何日も悩み、緊張の連続で夜も眠れなくなった日もあったそうです。住民と一体となつてつくるまちづくりへの強い思いや真剣さが市民に伝わったということでした。職員の真剣さが結局は住民を動かしました。この経験は貴重なものであり、私自身も大いに学びたいと思います。同時に、執行部の皆さんも学びとっていただきたいと思います。

ごみ処理の問題はまちづくりの基本です。ごみの減量・再資源化を町民とともに進め、循環型社会と言えるまちづくりで、新たな財源を生み出すことができます。焼却炉の建てかえに当たって、私の考えを述べました。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番藤咲英美子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ごみ処理というのはまちづくりの根幹でもありますし、公共事業の中でも最も大きなものになるというふうに認識しております。周辺市町村でも、水戸市、あるいは茨城町や石岡市の広域事務組合の広域化のごみ処理場においても数百億円といっ

た大きな事業費でもってごみ処理場の建設を行っているところでございます。

城里町のような小さな自治体におきましては、確かに大きな財政負担が、通常であれば大きな財政負担が生じるため、ごみ処理場の建設というのはなかなか着手しにくいものがありますが、現在震災から10年という限定つきで震災復興特別交付金ということで、ごみ処理場の建設を震災で被害を受けた地域、かつ過疎地を抱えた地域が行う場合、補助対象経費の95%が補助が得られるという大変有利な制度がございまして。補助対象経費外の経費もありますから、大体9割ぐらいの補助が受けられるのではないかとということで、今回建てかえの計画をしているところでございます。

期限が32年度までというふうに決まっておりますので、29年度から着手して、ぎりぎり間に合うというタイミングでございまして、このタイミングからおくらせてしまいますと、焼却炉の建設が財政的にちょっとできないというような状況になってしまうのではないかと危惧しているところでございます。そういう意味でも、厳しいスケジュールではありますが、町の財政負担を通常よりはるかに小さくしながら、ごみ処理場の建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問のございましたごみ発電でございまして、今回の城里町の計画においては、ごみ発電は行う予定はございません。というのは、ごみ発電というのは、ある程度規模の大きい自治体の焼却炉でないといけないということでございまして、当町で計画しているごみ処理場は太子町で昨年度建設が行われたものと同じタイプのものとして、余熱をごみ焼却で出た熱がごみ焼却場内での給湯ですとか排煙防止ですとか、そういった場内でのエネルギーとして使うことを基本というふうに考えております。

また、議員からご指摘の長井市における生ごみの再利用など、大変勉強になるケースですので、今後しっかりと研究をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 財政負担がやはり、かなりかかるのではないかと思います。確かに95%の補助が国から出るということで、9割補助があるということでは本当に少ない額を町で負担すればいいということなんです、それにしてもかかった分だけの5%は町民の税金になります。そこを減らすためにも、もっと検討するべきではないかと思います。

横浜市のような大都市でも、分別、ごみ減量化に成功しまして、10年計画を取り組んだところを5年で実現できています。30%のごみを減らすことができています。おかげで周辺の原因不明のぜんそくで悩んでいた子供たちが治ったという予期しない喜びも聞いています。

ごみ減量化は住民参加で、町民と行政の協働一体化でよいことだらけではないのでしょうか。これに取り組まない手はないと考えます。知人でほかの県や町から来た人が、この

町の分別のあいまいさというカルーゼさに驚いていました。もっと分別できるのではないかというものでした。この町でもっと力を入れてもよいのではないのでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、ごみの減量化や分別については非常に重要なことですので、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

城里町としては、町民との協力関係の構築ということで町民及び事業者と連携し、環境に優しいライフスタイルを確立することを目的に、城里町エコショップ制度実施要項を定め、資源物の店頭回収やマイバッグ持参の呼びかけなどの啓発活動を行っております。

さらに工夫を重ね、わかりやすい広報とともに、機会あるごとにPRをして、実効性が伴うよう効果的な取り組みを行ってまいりたいと思います。

また、年1回、ごみ分別一覧表とごみ収集日程表を配付しておりますが、この分別の手引きは代表的な品目だけが例示されており、詳細についてはお問い合わせをいただいているのが現状でございます。ごみの分別を正しく理解し実行していただくことが大切でありますので、今後近隣自治体の分別収集体制を参考にわかりやすい分別の手引きの作成など、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

こういったことで分別はもちろん行っていくんですが、だからと言って今の環境センターをそのままにしておくというわけにもまいりません。ちなみに、先ほど補助制度とありましたが、解体工事も含めて建てかえる際には補助が出ますので、5年以内に解体まで行うことで解体まで含めた補助が受けられると。仮に炉をつくらなくても、老朽化したごみ焼却施設の解体も行わなければいけません。そういう意味でこの機を逃さず、建てかえと解体を一気に仕上げることで今後のまた30年間、安心してごみを焼却することができる体制ができるということでございます。

来年度に設計等を行って、2年がかりで工事を行って、さらに次の年に解体工事まで行きますので、速やかに処理をしないと補助がもらえる期限ぎりぎりのタイミングに来ておりますので、速やかな執行をしてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 町長の考えはよくわかりました。これからは補助を当てにしなから、しっかりと95%の補助でやっていくということで、わかりました。

私、炉を減らせとかなくせとか、そういうものではないんです。今、建てかえようとし

ている町の方針に対して、炉を減らせとか、それから炉をなくして、ごみ分別を全部やってほしいとか、そういうことではないんですね。横浜市のように、10年計画でやっていたものが、分別を始めたら5年間で30%のごみを減らすことができたということですので、少しずつでもいいですので、本当に分別を一つ一つやっていただければいいのかなと思っております。

例えば、新聞など今収集には集会所に持っていったり、業者の方が集めたりとかしていますけれども、もっと出しやすい形、何かないのだろうかということ考えていただければいいかなと思っております。

また、食生活の中で容器や包装、プラスチック類が何かすごく表示を見ますと一つ一つ全てがプラスチックペット、プラスチックというのがすごく多くなってきています。まず、このプラスチックの分別から行ってみるのもいいのではないかと、分別の一つの対策からと言って申し上げておきたいと思っておりますので、ぜひ少し町でも何かから、生ごみでもいいですから、取り組んでいただければいいかなと思っております。

では、次の2つ目の質問に移ります。

就学援助補助金についてお伺いたします。

今、当町では、子育て支援に力を入れている結構なことだと私は思っております。この自然豊かな町で伸び伸びと子育てをしたいと思う人が、1人でも2人でも増えることを願っています。

就学援助制度は、教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法第26条と教育基本法に基づいて、経済的に困難を抱える小中学生のいる家庭に学用品の購入費用などを市町村が援助する制度です。この制度は今、日本で見えない貧困というものが進み、日本の貧困率はOECD34カ国中、下から6番目という中では、特に必要な施策であると思っております。子育ての中で大きな問題の一つは、教育費が重過ぎることにあると言えます。

私は、今回特に就学前の子供が入学前に準備する学用品、ランドセルや体育着などを購入する費用、入学準備金の給付時期を入学準備に間に合うよう、少なくとも2カ月か3カ月前に支給できるようにしてほしいと思っております。子供が新入学を控え、胸ふくらませているのを見るのは親としても感慨深いものがあります。そして、新しい友達と仲良くやってほしいと思うのも当然のことだと思います。そういうとき、我が子だけがみんなと同じような支度ができなかったというのは、親としてもつらいものがあるのではないのでしょうか。そういうことがないよう、支給時期の前倒しをお願いしたいと思います。町長の考えをお聞きいたします。

第2、政府予算案によれば、要保護世帯の就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。小学生に対する補助単価は2万470円が4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円になりました。共産党国会議員の要求に文科大臣が対応した結果です。

城里町では、現在この要保護世帯に対する基準に沿って、要・準要保護世帯への支援を行っていると聞きます。今回の要保護世帯の単価引き上げに合わせた準要保護世帯に対する町の単価の引き上げを要望いたします。保護者にとっても、児童生徒にとっても安心して入学に臨める支援と考えます。

既に準要保護世帯にもこの単価引き上げを適用すると表明している自治体があります。子育て支援に力を入れている当町でも、ぜひ取り入れていただきたく、要望をいたします。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご質問いただいた点に関してですが、新入学児童生徒学用品の支給時期につきましては、ほとんどの市町村が学期末となる7月ごろに支給している状況です。この場合、保護者が一時的に立てかえて支払うことになり、負担が大きくなっています。支払時期を早めるためには、入学前の援助対象者をどう把握し認定するかといったことなど、手続上難しい問題もございますが、全国的には実施事例もございますので、状況を把握し、周辺市町村の状況も見ながら、必要な時期に必要な支給が受けられるよう実施について検討をしております。

また、入学準備金の引き上げにつきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価を参考に決定していますので、増額改定を見ながら、引き上げについて検討をしております。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 支給時期、いろいろ入学前の把握の手続に困難だというような話はわかると思うんですけども、まず小学校入学であれば大体の子供たちは幼稚園、保育園に通っています。そういう人たちのところで、そこからどういうことであるのか、アンケートをとってみるとか調査してみるとかが考えられるのではないのでしょうか。

また、中学生に対しては、小学生のときにどうなのかというようなことで前もって前倒しでできるのではないかと思いますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。支給時期を早めるということは、保護者にとっても児童生徒にとっても容易に入学の支度ができて、安心して学校生活に臨めるのではないのでしょうか。

文科省でも児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、十分配慮できるように通知しているが、市町村に引き続き働きかけていくと文科省では対応しています。城里町にも早期の実現を求め、町長の答弁を再度お願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。再度回答させていただきます。

事務的に難しい面もあるので、今後周辺市町村の実施事例なども研究しながら、検討をしてみたいと思います。その前倒しでやることで、城里町でもらって、行った先では今度は入学後にもう一回もらったりとか、また逆に、行った先では先にもらっていて、転出もとだと後から払うところでは両方でもらえなかったりとか、そういった直前になって転校するようなケースなどをどういうふうに対応しているのか、周辺市町村との連携なども必要になってくるかもしれませんので、事務的な誤りが起こらないように、今後、先進事例の研究なども行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 支給時期については、そういうことで困難なところはあるかと思えますけれども、なるべく対応できるようにお願いしたいと思えます。

やっぱり入学前に保護者が立てかえるというようなつらい思いは、子供の成長にはあってはならないんじゃないかなと思います。子育て支援に力を入れているこの町だからこそできることというのものはないかなと思います。困難なところは執行部のほうに、町長のほうにお任せしますので、引き続き、私の要望をしていきたいと思えます。

早期支給実現ということも2倍の単価も引き上げに、保護者にとっては大きな支援になりますので、期待される場所です。ぜひ2倍の単価の引き上げ、これも実現を求めて、3回目の質問をいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

単価の引き上げにつきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価を参考に決定しておりますので、国の単価が上がれば、町のほうも上がるというのが基本でございますので、そういった国の補助単価を参考に今後も対応していきたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 単価についても、早期支給がもう実現となるのであれば、一緒に早期支給を含めてお願いしたいと思っております。

では、3番目の質問に移ります。

医療福祉費補助制度についてお伺いいたします。

医療費補助制度について、城里町は子育て支援に力を入れており、特に給食費など小学生は1,000円、中学生は2,000円と一部負担はまだありますが、若いお父さんやお母さんから大分助かっていると喜ばれているところです。私も応援し、協働したいと思っております。その一端としてお伺いいたします。

現在、子供の外来受診は2回限度として、1回600円、入院1日300円の自己負担があります。私は補助制度の拡大について、自己負担なしで外来受診できるよう、過去2回求めてきました。子供の受診は予約で受診する疾患もありますが、緊急を要する疾患もあります。いざというとき、財布を持たずに受診できることは何よりも安心できるのではないのでしょうか。他県から転入した方の話によりますと、外来を受診するのに何でお金を取られるのかと疑問を持つとともに、とても不可解だったという声も聞きました。

今、県内複数の自治体が対象年齢の拡大や所得制限の緩和に踏み切っています。県が補助対象となる所得枠を大幅に緩和したためです。平成28年10月13日の茨城新聞によりますと、牛久市、小美玉市は、10月から高校3年生まで対象を引き上げ、ほか11市町村が引き上げを実施したと大きく報道されました。

城里町では、既に小学卒業までマル特で対象を拡大しており、所得制限も撤廃しています。町が努力されていることに今後も応援していきたいと思っております。子育ては医療費の受診額だけに限らず、生活全てに費用がかかり、私立の学校などは家計にもろに負担がかかってくるので大変です。複数の子供を持つお母さんは、高校生になると医療費は3割負担となる、医療費は無料にしてほしいと切々と訴えておりました。

城里町の平成23年3月のまち・ひと・しごと創生総合戦略での基本目標3の中でも、高校生までの医療費の助成拡充の検討と具体的施策を出していることに私も同感しております。当町は子育て支援対策として、拡充に踏み切るときではないのでしょうか。

城里町はいろいろな子育て支援策がありますが、私はその中で子供の命と健康にかかわることは大事なことだと思います。子育て支援を行っている町と内外に胸を張れる裏づけがあっているのではないのでしょうか。高校生までの医療費拡充と窓口負担の無料化を求めて、質問いたします。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

本町では、これまで県の医療福祉支給制度に上乘せする形で町単独事業として少子化対策、次世代育成を主眼として中学生までの医療費助成を行っております。ご質問の対象年齢を高校生まで拡大については、平成28年10月現在で18歳の年度末まで拡大している自治体は県内で11市町、さらに学生であれば20歳の年度末まで拡大している自治体は2市町あるようです。

また、窓口負担の無料化については、年齢要件等はさまざまですが、19市町村が自己負担額を無料化しているようです。本町におきましても、近隣市町村の動向や財政状況を踏まえ、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 答えが返ってきていません。検討していきます、その県内で幾つあります、どうこうしているのが高校生まで、18歳まで広げたのが何件ありますとか、そういうことだけですね。はっきりと答えがほしかったのですが、小さな町だからこそでできる支援対策の充実を考えていけるのではないのでしょうか。

この町でも2人から3人の子供さんをお持ちの若いお母さんも増えています。この町に住んでよかったと思ってもらえることは、誇りを持てることです。町としても、胸を張ってアピールできるのではないのでしょうか。

周辺の市町村の状況を見ながらというのも一つでしょうが、子育て支援に重点を置いている当町として、ぜひ考えをお聞きしたいと思っています。2回目の質問にいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

答えていないということなのですが、29年度の当初予算案におきましては、もう既にご確認されているかもしれませんが、高校生の医療費の無料化については、当初予算においては計上はしていない形の予算案を提出しておりますので、その予算案を今ご審議をお願いしている中で、違うことを、いつから無料化にしますということを回答するのであれば、最初から当初予算に入れるべきであり、ちょっと今このタイミングでご質問いただいたところですが、いついつから無料化するとか、そういったことは申し上げられないというのが、現在のところでございます。

さまざまな子育て支援策がございますが、いろんなメニューがある中で、財源をどういうふうにするかということについて私も日々悩んでいるわけですが、考え方としては、なるべく少ない人数の人にたくさんということではなくて、公平に、多くの方が恩恵に預かれるようなメニューを心がけているところです。例えば、学校給食などは全員が恩恵に預かるわけですからやろうと。例えば、保育料のとか幼稚園の料金の無料化について、ゼロ歳児、1歳児、2歳児に焦点を当てたやり方もありますが、一方で、例えばゼロ歳児、1歳児、2歳児というのは、預けたい人もいれば家庭で育てたいという方もいて、そういう中で一方で4歳児は全員ほぼ今通っているということで、補助の対象をやるときに、なるべく個人の趣向が出るものではなくて、公平にサービスの改善が受けられる、そういったメニューに焦点を当てて、子育て支援策をやっていきたいというふうに思っています。

ちなみに、高校生の医療費ということなのですが、非常に高校生になると、医療費を全然かからない人と、非常にかかる人と、もう差がすごくはっきりしてくる年齢が高校生のところまでして、そうではあるけれどもやるべしという考え方もあるでしょうし、いろんなメニューの中で全員が公平に受けられるような支援策を優先してすべきという考えもあるでしょうし、そういったさまざまな意見がある中で、毎年子育て支援策を拡充していく

中で、どれを選んで拡充していくかというのは大変悩んでいるところでございます。

まさしく今、日本全体が少子高齢化の中で子育て支援策競争のような様相を呈して、各自治体が毎年毎年、うちはこれをやるぞということで、子育て支援策の拡充が各自治体で行われております。そういった中で、城里町もほかの自治体に後れをとらないように、周辺市町村の状況をにらみながら、子育て支援策を拡充してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 公平にということでお答えいただきましたけれども、公平に行き渡るというのも一つ、しかし、じゃそのぐあい悪い子供ができたときに補助できないのかというようなことは、やっぱりそれで不公平が出ると言ったら、ちょっと間違えているのではないのでしょうか。やっぱり全ての人に門戸を広く開かれたような支給というものも考えていかなければならないんだと思います。

城里町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標は、町としては、どのような考えを持っているのでしょうか。これに高校生までの無料化をというようなことで出していましたけれども、このことについては、ただ机上の計画なんでしょうか、お答えください。金額の問題ではないかと思えます。

また、平成16年3月の私の質問に、財源を見つけたい、無料化をしっかりと来年度へというようなことで答えています。この答弁についてもどのようになったのか、お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

繰り返しになりますが、高校生の医療費の無償化について、反対であるとかやらないとかいうことを申し上げているわけではありませんで、さまざまな子育て支援策がある中で、順番をつけて順次拡大していきたいというふうに考えております。

平成29年度の予算案におきましては、高校生の医療費の無料化が今のところ入ってはおりませんが、今後もそういった総合計画にも位置づけられている事業ですので、実現ができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 質問ではありませんが、最後に町長へのお願いです。子育て支援に力を入れている、再度申し上げます。城里町だからこそできる町長の考えている総合

戦略の目標を期待いたしまして、高校生まで対象年齢の拡充と窓口負担の無料化を求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

時間が経過しておりますが、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位においては、控室にお集まりいただきたいと存じます。

午後 0時04分休憩

午後 0時16分再開

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小林祥宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす8日から14日までは休会ですが、8日及び9日の2日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。

議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いをいたします。

次の会議は、9日目の15日水曜日の午後2時に再開いたしますので、午後1時50分までに議員控室にご参集ください。

本日は以上で散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 0時17分散会